

労働組合法立法史料研究Ⅲ

<労働関係法令立法史料研究会>



労働組合法立法史料研究Ⅲ

＜労働関係法令立法史料研究会＞

ま え が き

本『労働組合法立法史料研究Ⅲ』は、2014年5月に刊行した『労働組合法立法史料研究』（条文史料篇）及び『労働組合法立法史料研究』（解題篇）に続く、労働関係法令立法史料研究会（座長・渡辺章筑波大学名誉教授）による3冊目の研究成果である。今回は、昭和20年労働組合法（昭和20年12月22日法律第51号）に焦点を当て、労務法制審議委員会の議事録をすべて収録している。第1回から6回にわたる総会の議論全体を削除なしに読むことができるだけでなく、法案提出に際して政府が作成したと思われる「労働組合法質疑応答書」等も含まれており、今後の研究にとって極めて貴重な史料といえる。

本報告書は、労働立法政策研究における有用性が極めて高いことから、労働政策に関する有益な情報収集の成果である「国内労働情報」として刊行する。本報告書と併せて、条文史料篇及び解題篇が関係各方面で広く活用され、労働組合法のより深い理解につながることを願うものである。

2016年3月31日

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

昭和20年労働組合法案の起草及び審議関係史料について — 労働組合法立法史料研究Ⅲの刊行に当たって —

一 私たち労働関係法令立法史料研究会は、一昨年（2014年）5月、JILPT国内労働情報として『労働組合法立法史料研究（条文史料篇）』および『労働組合法立法史料研究（解題篇）』の2書を刊行した。条文史料篇、解題篇にはⅠ、Ⅱの表記をしていなかったが、本書はその続篇であることを明らかにするために『労働組合法立法史料研究Ⅲ』と表記している。

本書では、昭和20年労働組合法に焦点を当て、①その起草関係史料として、労務法制審議委員会の総会会議録、②審議関係史料として、帝国議会での審議に備えて政府が作成した想定質疑、の2点を収録している。

二 解題篇で触れたように、敗戦から2ヵ月余の昭和20年10月27日幣原喜重郎内閣（厚生大臣芦田均）は、官庁、学識経験者、事業主、労働者、貴衆両院議員の各側の委員34名からなる労務法制審議委員会を立ち上げた（後に、官庁側3名、事業主側1名を増員）。同日の第1回総会の冒頭に、芦田は、この委員会に政府案（諮問案や原案）を出す考えはないと明言し、本委員会が「労働組合ニ関スル法制」に関し審議を行い、「御自身ノ案ヲ御提出ナルト云フコトデ十分審議ヲ盡クサレルコト」を求めた（労務法制審議委員会の設置、委員の顔ぶれと当時の肩書きなどに関し既刊の解題篇4頁以下を参照）。会長には、大蔵公望（貴族院議員）が指名された。

労務法制審議委員会は、芦田の述べた委員会設置の趣旨に応じて、同日の第1回総会から審議を開始し、同年11月21日までの間に5回の総会を重ねた。会長は第1回総会において委員会の委員9名で構成する「整理委員会」および「小委員会」を設けることの下承を取り付け、整理委員会の会長に大野禄一郎（貴族院議員、元社会局長）を指名した（整理委員会および小委員会の設置については簿冊②19頁、それら委員会の委員の指名は同②80頁、②336頁。それぞれ本書6頁、24頁、100頁。なお、「簿冊」の意味に関しては、既刊の条文史料篇冒頭の「条文史料篇刊行に当たって」を参照されたい）。

第1回総会の3日後に開催された第2回総会（10月30日）には、早くも末弘嚴太郎（東大教授）から「労働組合法に関する意見書」（以下、意見書という）が提出された。意見書には、昭和20年労働組合法の立法に向けて基本方針（指導理念）のほか労働組合、労働協約、協調組合、賃金委員会および行政機関の区分にしたがい法的規整事項の骨格が、規整の内容と理由づけにわたって詳細に説明された。末弘はその冒頭で、事前に厚生省事務当局の働きかけを受けて数度の意見交換をしたことを紹介し、「私ノ意見ト云フヨリハソレヲ纏メタモノ」と述べている（簿冊②141頁、本書40頁）。

整理委員会は、第1回、第2回総会の折に表明された委員の意見をもとに法案の要綱でなく「法律案ノ形式」を以て答申する方針を固めて起草に当たった（簿冊②263頁、本書78頁）。第3回総会は11月15日開催され、整理委員会の起草した第1次草案（条文史料篇1頁以下）の審議に入った。最初に、大野禄一郎会長が同草案を固めるに当たって配慮した基本的理念に関して重要な報告を行い、続いて、末弘が1条から30条までの各規定に関し詳細な逐条説明を行った（簿冊②263頁以下、本書82頁以下）。

11月19日開催の第4回総会の冒頭に、会長は小委員会の委員5名を指名し、会長に末弘を

指名した。小委員会は、「(総会での) 修正意見ガ出席者ノ四分ノ一ヲ超エマス場合ニハ…小委員会ニ於テ採否ノ御審議ヲ願フ」との会長の方針を受けて、総会で出される修正意見を検討し、採否を審議する任務を付託された(簿冊②335~336頁、本書100頁)。その第4回総会で第2次草案(条文史料篇4頁以下)が逐条審議され、同総会後の小委員会の審議を経て、11月21日開催の第5回総会に第3次草案(条文史料篇8頁以下)が提出された。

会長は、第4回総会において、次回の総会を労務法制審議委員会の最後の総会とする旨述べて委員の了解を求めており、最終回の第5回総会で出された修正意見は、同総会後に開かれた小委員会の場で採否が審議された。その審議は、答申を決定するものであり、会長は「小委員会ノ決議ハ三對ニデ決シタイ」と指示し、審議委員会の委員には「(総会で) 修正意見ヲ御出シナリマシタ方ハ必ズ御出席願ヒタイ、サウシテ十分ノ御意見ヲ御述べ願ヒタイ。」と要請をしている(以上の点に関し、簿冊②335~339頁、本書99~100頁)。このようにして11月24日、小委員会は労務法制審議委員会として政府に提出する昭和20年労働組合法案の答申を決定した。

この答申案(条文史料篇13頁以下)にもとづき、政府内部で検討を行った上で、若干の修正を含む最終的な法案が作成された。労働組合法案は、昭和20年12月8日第89回臨時帝国議会議に提出され、同年12月18日貴族院本会議で可決成立し、同月22日法律第51号として公布され、同年3月1日に施行された(解題篇26頁参照。なお、条文史料篇18頁の「国会提出法案」という言葉は、「帝国議会議提出法案」を誤記したものであり、ここで訂正しておきたい)。

三 本書の前半Ⅰ(法案起草関係史料)には、上に述べた労務法制審議委員会の総会審議の記録の一切を収録した。各回の記録には、冒頭に「會議録」、「速記録」、「審議録」などと記載されているが、委員らの発言をほぼそのまま記録していることに変わりない。この史料との関係で、読者の便宜を考え、先に述べた条文史料篇に収録した労務法制審議委員会の答申法案を本書にも再録することにした(本書187頁以下)。

昭和20年12月18日労働組合法が第89回臨時帝国議会議で可決成立した後の同月27日、労務法制審議委員会の第6回総会が開催されている。そこでは、政府から、可決成立した昭和20年労働組合法1条、4条、12条および33条の4カ条について労務法制審議委員会の答申との違いが簡単に説明された。次いで、法律の施行に必要な事項に関し説明が行われ、中央、地方地区および特別臨時に設置する労働委員会の委員の選任、事務局体制と運営、争議調整(仲裁、調停)のあり方などを巡って委員の間で活発なやりとりがあった。併せて、労働争議調停法(大正15年4月9日法律57号)の改正問題について、常設の労働委員会を権威ある争議調整の委員会とすること、公益的事業の争議行為を制限できるようにすることなど5つの基本方針が政府(労政局長)から提示され、意見が交換された。また、改正のために小委員会を置くことにして法案起草のために5名の委員が選任されている。さらに、労務法制審議委員会の答申案の附帯決議の一に関連して、労働に関する事柄を憲法の中に謳って貰うためとして委員のなかから3名の起草準備委員が選任された。本書にはこれらの議事速記録も収録している。

本書の後半Ⅱ(法案審議関係史料)は、帝国議会議における法案審議に関係する史料である。労務法制審議委員会から法案の答申を受けた政府(厚生省労政局)は、上に述べたように、答申にいくつかの修正を施した上で政府提出法案を作成し、昭和20年12月8日第89回帝国議

会に提出した。本書に収録した史料は、その際に政府部内で、議会の審議に備えて作成した「労働組合法質疑応答書」および「第八十九回帝国議会想定質疑 追加(二)(経済課関係)」と表題された記録である。前者は、「総括質問」と「逐條質問」に区別して構成され、後者は、それとは別個に「労働組合法案ニ關スル事項」の見出しの下に作成されている。両史料は「第八十九回臨時帝国議会大臣答辯資料(罰則関係ヲ含ム) 労政局」という表紙をつけて綴じ込まれており、上記のとおり、昭和20年労働組合法の帝国議会における審議に備えて政府が作成したものと理解して差し支えないであろう。周知のように、帝国議会は政府の提出法案を無修正で可決成立している。そのため、本史料は昭和20年労働組合法の各条に定められたもとの趣旨を探る上で極めて貴重であり、本書によってはじめて世に出るものである。

四 昭和20年労働組合法案の起草関係史料および審議関係史料について、さらに此処に指摘しておきたいことがいくつかある。

ア 起草関係史料について 前言した労務法制審議委員会の第1回総会から第5回総会までの会議録は、同委員会で審議された第1次、第2次、第3次草案および答申法案とともに、労働省編『資料労働運動史・昭和20-21年』(労務行政研究所、昭和26年)に、「委員会の審議経過は次の如くである。」としてかなり詳細に収録されていることはすでに大方の研究者の知るところであろう(690~771頁)。そのことを知りつつ、本書に収録した理由はほかでもない。資料労働運動史は、総会での委員らの発言の一部または全部を〔中略〕、〔以下、略〕などの表記を省いて割愛しており、その分量ははなはだ多い。資料労働運動史で割愛された委員らの発言のなかには、私たちの眼から見て重要であり、労働法制の歴史的文脈を理解する上でもそのまま収録することが望ましいと思われる部分が少なくない。その例をほんの少しだけ挙げてみれば、次のようである。

労務法制審議委員会の下に「整理委員会」を作って原案を作成し、原案をめぐる総会の審議を「小委員会」で整理するという基本的運営体制に関する会長提案、また海上労働者と船主団体との労働争議の調整の実情を詳しく述べた事業主側委員の発言など(第1回総会)。政府委員の行った2つの調査報告(その1は「戦争終結ニ伴フ離職者ニ關スル推定表」、その2は戦争期の中央・地方・事業所単位の産業報國會の組織・活動および資金に関する報告)、戦前の労働組合の低組織率に関する数人の委員の意見交換、戦時下の炭坑で働いた「支那人、朝鮮人」労働者の現下の動向、加えて労働組合法の骨格をはじめ体系的に記した「労働組合立法に関する意見書」(いわゆる末弘意見書、本書73頁以下)においてこの法律のなかに規定を置くこととされた「協調組合」の問題をめぐる、「事務當局としては現在……単位産報的なもので実際巧くやって居るものがあるのではないか、それまで潰して皆組合員にしてしまわなければいけないと云ふことだと、場合に依ると本末転倒して、立法が躓きはせぬかと云ふ御議論があった」(末弘委員発言)といった当時の厚生省内部の空気など(第2回総会)。

第3回~第5回総会は先に述べたように草案の逐條審議に当てられた。そこでは、現行の昭和24年労働組合法のあれこれの規定の理解に繋がる重要な発言がなされたが、非常に多数箇所を割愛されている。この場には、労働組合の基金を政治目的に利用することをめぐり労使委員の応酬があったこと(第4回総会)、答申法案10条(組合員であることを理由とする不利益取扱いの禁止等)違反に対し罰則を設ける意義についての末弘委員の見解、刑事・民事の免責の法的理解に関する同委員の見解(いずれも第5回総会)などの例があることを示す

にとどめておく。詳細は、本書に収録した史料によって昭和20年労働組合法の立法経緯を改めて学び、現行法規定の理解が深められることが期待される（労務法制審議委員会の記録の一部は、労働省編『労働行政史・戦後の労働行政』（労働法令協会、昭和44年）193～218頁にも収録されている。また、労務法制審議委員会の会長として尽力された大蔵公望氏、整理委員会の委員を務めた鮎沢巖氏および桂皋氏らが参加して行われた討論の記録（日本労働協会編『戦後の労働立法と労働運動・上』（日本労働協会、1960年）1～47頁）にも、特に、大蔵会長の末弘に対する深い信頼感情、それに三者構成の労働委員会制度の創設をめぐって興味深い発言があることを記しておきたい）。

イ 審議関係史料について 私たちは、先に労働基準法立法史料研究を行う過程で厚生省労政局労働保護課が第92回帝国議会の審議に備えて逐条的に作成した「労働基準法案解説及び質疑応答」を入手し、これを収録し、検証することができた（『日本立法資料全集53・労働基準法〔昭和22年〕（3）上』（信山社、1997年）123～222頁、その解題は3～32頁〔土田道夫執筆〕）。労働基準法については、法案の審議、起草に心血を注いだ関係者の貴重な諸著作が存在していることは周知のところであるが、それらとともに上記史料は、労働基準法の施行に当たって廃止された工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法その他戦争期の保護法規との関係などを含めて、立法に直接関与した人々の考えを探る上で極めて重要なものであり、その史料に接することができた経験は私たちにとって格別のものであった。

昭和20年労働組合法案の審議関係史料についても同様のことが言える。帝国議会への提出は昭和20年12月8日であり、労働基準法が帝国議会に提出された時期（昭和22年3月4日）より1年数ヶ月以前のことである。私たちは、労働組合法案が帝国議会に提出された際にも、労働基準法案の場合と同様に、帝国議会両院の特別委員会および本会議の審議に備えて法案の逐条解説なり想定質疑が作成されているのではないかと考えていたが、昭和20年労働組合法の立法史料簿冊①～⑦のなかには見出すことはできなかった。

私たちは、昭和20年および昭和24年労働組合法の起草過程に関する史料を収集整理する段階で、特に後者（昭和24年労働組合法）の立法史料を綴じた簿冊⑦のなかに収められていないものがあることを先行研究（遠藤公嗣『日本占領と労資関係政策の成立』（東京大学出版会、1989年）から学んだ。それらを、国立国会図書館所蔵の「佐藤達夫文書」、東京大学社会科学研究所所蔵の「『旧労働三法』立法関係資料等—松岡三郎教授資料」（以下、「松岡三郎教授資料」という）および国立国会図書館所蔵の“Trade Union Law（I）-（III）”に収録されている文書のなかから補充した。このことは既刊の解題篇で詳細に述べているとおりである（91～92頁〔竹内（奥野）寿執筆〕参照）。「松岡三郎教授資料」からは簿冊⑦に存在しない「第2次案」を収集できた。

加えて、遠藤公嗣氏は同書において、前者（昭和20年労働組合法）の立法史料に関しても、「松岡三郎教授資料」のなかに、労務法制審議委員会の答申後、政府が閣議了解した労働組合法案に基づいて作成した「労働組合法質疑応答書〔第89議会〕」が収録されていることを指摘している（同書23頁の「表I-1 1945年労働組合法の立法過程」の「（注）」）。私たちも、そのことは認識していたが、同史料の内容について同書ではなにも述べられておらず、他の作業に時間をとられたこともあって、この史料の存在および内容を確認することは後回しになっていた。昨年5月に条文史料篇と解題編の刊行が終わり、作業が一段落したところで、

改めて、同応答書の存在を確認でき、入手することができれば、帝国議会への提出に当たって政府が労務法制審議委員会の答申案規定のあれこれを修正した理由や意味を知る手がかりを得ることができるかも知れない、と考えた。

こうして、中窪裕也教授が東京大学社会科学研究所を訪問し、「松岡三郎教授資料」から同文書を入手したのであるが、想像以上に大部で重要な内容を含むものであった。この史料の内容に関しては、私たちが研究会としては未検討の状態にあるため言及することは差し控えたいが、1点だけ、特に注目に値する点を指摘しておきたい。それは、本史料前半「労働組合法質疑応答書」の目次を見ると、第11条関係の41問にあった「本条ノ違反ニ対シテ何故罰則ヲ設ケズヤ。」との質問が、削除されていることである（本文も削除され、40問から42問にとんでいる）。そして、本史料後半の「第89回帝国議会想定質疑 追加（二）（経済課関係）」の第11条及第33条関係の箇所では、「第33条ヲ設ケタル理由如何、特ニ其ノ刑ノ重キ理由如何。」という質問が加わっている。これらは、不利益取扱い・黄犬契約の禁止について、答申案には入っていた罰則を当初の政府案で削除したところ、GHQ労働課から訂正指示を受けたため、これを復活させた（遠藤・前掲書52～57頁）という過程を、生々しく語るものである。本史料は、他にも豊かな内容を含んでおり、その意義は、帝国議会での審議内容と対応させるという興味深い作業の後に明らかにされるべきものであろう。なお、本史料前半の「労働組合法質疑応答書」は、労務法制審議委員会の答申直後に早速起案されたものと思われ、記載内容に多少の乱れが見られる。この点は政府案である労働組合法案に即して修正し、その旨を条文ごとに〔編注〕として記してある。

私たちは、明年度に、本書に続いて現行の昭和24年労働組合法に関し『労働組合法立法史料研究Ⅳ』を刊行し、本書の構成と同様の構成の下に労働組合法案の起草および審議に係る史料を収録することを予定していることを付言しておきたい。

五 既刊の条文史料篇、解題篇に引き続いて、本書の刊行に対しても、独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長菅野和夫氏および同機構理事野村孝太郎氏（2015年9月30日退任）には、日本の労使関係法の理解に資する意味深い研究であるとして積極的に理解を示していただき、厚いご支援を賜った。両氏の支えなしには本書は世に出ることがなかったであろう。此処に記して心より感謝を申し上げたい。また、本書の刊行に当たって史料との突き合わせなど困難な作業を細心の注意をもって確実に進めて下さった同機構の荻野登氏および吉田和央氏のお二人にも心より感謝を申し上げたい。

2016年1月

労働関係法令立法史料研究会
（文責 渡 辺 章）

執筆者

労働関係法令立法史料研究会 一同（五十音順）

竹内（奥野）寿（早稲田大学法学学術院教授）

土田道夫（同志社大学法学部・法学研究科教授）

富永晃一（上智大学法学部准教授）

中窪裕也（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

野川 忍（明治大学法科大学院法務研究科教授）

野田 進（九州大学大学院法学研究院教授）

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科教授）

渡辺 章（筑波大学名誉教授）

（所属は2016年1月現在）

目 次

I	昭和 20 年労働組合法案起草関係史料	1
1.	第 1 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 10 月 27 日）	(1)
2.	第 2 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 10 月 31 日）	(24)
	（参考）労働組合法案に関する意見書	(73)
3.	第 3 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 11 月 15 日）	(76)
4.	第 4 回労務法制審議委員會議事録（昭和 20 年 11 月 19 日）	(98)
5.	第 5 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 11 月 21 日）	(154)
	（参考）答申案（昭和 20 年 11 月 24 日）	(187)
6.	第 6 回労務法制審議委員會議事速記録（昭和 20 年 12 月 27 日）	(192)
II	昭和 20 年労働組合法案審議関係史料	217
1.	労働組合法質疑応答書	(217)
2.	第 89 回帝國議會想定質疑 追加（二）（經濟課關係）	(236)
	（参考）労働組合法正文（昭和 20 年 12 月 22 日法律第 51 号）	(241)

凡 例

1. 本史料集に収録した史料の出所は、各史料の見出しの後に注記した。各史料の詳細は、既刊の『労働組合法立法史料研究（解題篇）』（2014年5月30日刊）を参照されたい。
2. 収録した史料の原本は、Ⅰ（起草関係史料）およびⅡ（審議関係史料）とも片かな表記である。本書が横書き刊行物であることを考慮し、読み易いように、法案及び片かな語（例えば、外国名）以外は、平がな表記で復元した。また、史料の原本は手書き（ガリ版刷り）であり、複数人で筆記されていることもあり、表記の様式は統一されておらず漢字は新・旧字体が入り混じっている。本書は、史料研究のシリーズの1冊であるため、史料の表記に手を加えることを控え、そのままのかたちで収録している。
3. 本書の前半Ⅰの労務法制審議委員会の議事速記録には、かなりの数の脱字が見られる。また、注記が必要と思われる箇所も少なくない。これらの箇所で、编者において判断できるものについては、〔 〕でくくって若干の補正をした。判断が困難な箇所は、□で示した。その他については、明らかな誤記以外は、原典通りとした。また、第1回～第6回の議事速記録の表題および開催日・時刻、場所等の表記の仕方もまちまちである。これらもそのままのかたちをとどめて収録してある。
4. 書き込み等については、「編注」として注記した。
5. 第2回労務法制審議委員会に提出された「労働組合法に関する意見書」（いわゆる末弘意見書、本書73頁以下）については、労働省編の『資料労働運動史・昭和20-21年』（労務行政研究所、昭和26年）および『労働行政史・戦後の労働行政』（財団法人労働法令協会、昭和44年）を底本とせざるを得なかった。その際、誤植と思われる部分を補正した。

労務法制審議委員会の委員はつぎのとおりである。

学識経験者委員（以下、学経委員ともいう）7名＝末弘巖太郎（東大教授）、大河内一男（東大教授）、山中篤太郎（産大教授）、藤林敬三（慶大教授）、深川正夫（三井鉱山労務部長）、桂 皋（カシ）（化学工業統制会理事）、鮎沢巖（日本外政協会理事、元国際労働事務局東京支社）。

事業主側委員（以下、使側委員ともいう）6名＝井坂孝（日本経済連盟）、岡崎忠雄（神戸銀行頭取）、安川大五郎（電気機械統制会長）、三村起一（住友鉱業社長）、篠原三千郎（東京急行常務取締役）、関桂三（繊維統制会長）。

労働者側委員（以下、労側委員ともいう）5名＝西尾末広（日本社会党、衆議院議員）、松岡駒吉（日本社会党、元総同盟会長）、水谷長三郎（日本社会党）、小泉秀吉（海員組合長）、三輪荘吉（元産業報国会理事）。

貴衆両院議員（以下、議院委員ともいう）6名＝大蔵公望（貴族院議員）、大野緑一郎（貴族院議員、元社会局長）、後藤一蔵（貴族院議員）、松村義一（貴族院議員）、星島三郎（衆議院議員）、内ヶ崎作三郎（衆議院議員）。

後に、官庁側から厚生省政務次官、参与官、厚生勤労局長が補充され、事業主側から1名（竹中藤右衛門・日本建設工業統制組合長）が追加された。